

新和海運株式会社

海事六法

(55年版)

海事六法編纂委員会編

海 文 堂

海 事 六 法 (昭和55年版)

定価はケースに
表示してあります。

昭和55年 3 月 1 日 発 行 © 1980

編纂者 海事六法編纂委員会

発行者 岡田吉弘

発行所 海文堂出版株式会社

検 印 省 略



本 社 東京都文京区水道2丁目5番4号(〒112)

電話 03(815)3292

支 社 神戸市生田区元町通3丁目146(〒650)

電話 078(331)2664

工学書協会会員・自然科学書協会会員・日本書籍出版協会会員

PRINTED IN JAPAN

印刷 文栄印刷/製本 三浦製本

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。

昭和五十五年版發行に際して

海事関係の法規は、かなり多面にわたっており、これら諸法規を関係実務者は十分に理解するとともに、実地に活用していかねばならない立場にある。

幸い、海文堂では、年々膨張の一途をたどる海事法規類を、運輸省の監修のもとに、正確に集大成して、『現行海事法令集』として毎年刊行してきているが、同書は何分にも膨大なものであり、学生・海技受験者・船舶乗組員などにとって、取り扱い・持ち運びには、便利さを欠くところがある。これら利用者間に、“もっと携帯に便利で、手軽な法令集”をという要望が強く、これに応えるために、ハンディな『海事六法』として、海事六法編纂委員を挙げて三十五年版の刊行にあたった。以来予想以上の好評を博しているが本年も引き続いて、昭和五十五年一月三十一日までに改正された関係法令の全部を収録して、五十五年版を発行する運びになったことは、この上ない喜びである。

本年版で改正された主な法令は、安全法施行規則、船舶設備規程、船舶消防設備規則、小型船舶安全規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示、船員労働安全衛生規則、船舶職員法施行規則、船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条の海運局長の認定等に関する省令、海難審判法施行規則、海上交通安全法施行令、

11AB51/23

同法施行規則、港則法施行規則、油濁損害賠償保障法、関税法、検疫法施行令(抄)、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則、船員の雇用の促進に関する特別措置法などで、大幅な改正が行なわれた。

また五十五年版には、船舶による危険物の運送基準等を定める告示、マークシートによる申請書の記載方法に関する告示、港則法施行規則の危険物の種類を定める告示を新たに収録し、利用者の便を計ることとした。

本『海事六法』は、利用者の立場に立って編纂されたものであり、海文堂では、毎年これを改版する意図があるので、今後利用者各位のご批判を得て、次版において、より以上充実させていきたい所存である。

昭和五十五年二月

海事六法編纂委員長

横 田 利 雄

編纂委員

岩井	宮嶋時三	上坂太郎	岩永道臣	阿土拓司	山門豐文	長坂政二	南正巳	谷初藏	横田利雄
	(東京商船大学教授)	(東京商船大学教授)	(大島商船高等専門学 校長)	(大島商船高等専門学 校長)	(鳥羽商船高等専門学 校長)	(富山商船高等専門学 校長)	(神戸商船大学長)	(東京商船大学長)	(元東京商船大学長)
		荒稻藏	福井淡	山本平彌	加藤書久	野尻豐	中島真二	川口順啓	高島等
		(運輸省航海訓練所長)	(海技大学校教授)	(海技大学校長)	(海上保安庁警備救難 部航行安全企画課長)	(運輸省船政局勞政課 長)	(運輸省船舶局監理課 長)	(運輸省海運局總務課 長)	(運輸省大臣官房環境 課長)

凡 例

《締切期日》 内容は昭和五十五年一月三十一日現在の最新版

《分類》 (一)船舶 (二)安全 (三)船員 (四)職員・審判 (五)海上交通 (六)海商 (七)海洋の順に法及び関係法令を配列。

《検索》 総目次のほかに五十音順による法令索引を附し、各中扉の裏に部門別目次を用意した。

《公布》 各法令題名の下に公布年月日・法番号を明示し、最近の改正年月日・法番号も列記した。

《参照条文》 特に重要な船舶法・船舶安全法・船員法・船舶職員法・海上衝突予防法・海洋汚染防止法の六法には参照条文を付した。なお参照条文の略記は次のとおり。

民↓民法、商↓商法、刑↓刑法、民訴↓民事訴訟法、刑訴↓刑事訴訟法、労基↓労働基準法、労調↓労働関係調整法、船舶↓船舶法、安全↓

船舶安全法、船員↓船員法、職員↓船舶職員法、港則↓港則法、海交↓海上交通安全法、漁特↓漁船特殊規程

《参考法令》 参考法令をそれぞれの項目の巻末に収録した。なお参考法令と本法令との関連を左の略記号で示した。

員↓船員法、船↓船舶法、全↓安全法、予↓海上衝突予防法

《例》 ↓21員 第二十一条は船員法に關係する。

《見出し》 条文に見出しや項数がないものは、編集者の手でそれらを付した。見出しは(一)で各番号の右側に、項数はその頭に②、③の如く、○で囲んだ。(法令自体に見出しや項数があるものは、そのまま)

《附則などの取扱》 附則は現在必要ない経過規定等は極力省略した。また別表・書式・様式等も学生・船舶乗組員・受験者などに必要なもの以外は省略した。

《附 録》 見返し表に運輸省機構略図、海運局支局一覧表をつけ、見返し裏には船舶満載喫水線用帯域図を付した。

海 事 六 法 総 目 次

一 船 舶

船舶法	一
船舶法施行細則	六
船舶登記規則	二〇
船舶積量測定法	二五
船舶積量測定規程	二八
簡易船舶積量測定規程	三三
バナマ運河及びスエズ運河トン数証書交付規則	三五
小型船舶の船籍及び積量の測定に関する政令	四〇
小型船舶の船籍及び積量の測定に関する省令	四四
船舶法取扱手続(抄)	四八
不動産登記法(抄)	四八
登録免許税法(抄)	六二
罰金等臨時措置法(抄)	六五
二 安 全	
船舶安全法	六七
船舶安全法施行令	八八
船舶安全法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令	八九
船舶安全法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	九〇
船舶安全法第三十二条の漁船の範囲を定める政令	九〇

船舶安全法の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する経過措置を適用する期限を定める政令	九一
船舶安全法施行規則	九二
船舶安全法施行規則第一条第五項ただし書の港の区域を定める件	一三六
船舶安全法施行規則による信号の方法並びにその意味を定める告示	一三七
船舶等型式承認規則	一三九
小型船舶検査機構に関する省令	一四八
小型船舶検査事務を行う事務所ことの管轄区域	一五三
船舶復原性規則	一五五
海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令	一六二
船舶設備規程	一六九
船舶救命設備規則	二五一
船舶消防設備規則	二八九
満載喫水線規則	三一六
船舶区画規程	三五〇
船舶防火構造規程	三七〇
原子力船特殊規則	三八六
漁船特殊規則	三八六
漁船特殊規程	三九一

小型船舶安全規則	四二〇	船員法第八十條第二項の食料表を定める件	八九九
小型漁船安全規則	四五二	船舶法施行規則	九〇一
危険物船舶運送及び貯蔵規則	四六五	船舶料理士に関する省令	九六六
船舶による危険物の運送基準等を定める告示	五三七	小型船等により組む海員の労働時間及び休日に関する省令	九七一
船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示	五四八	指定漁船により組む海員の労働時間及び休日に関する省令	九七四
穀類その他の特殊貨物船舶運送規則	五五五	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令	九七六
船舶機関規則	五七七	船舶に乗り組まずべき船舶の就航航路等の指定に関する告示	九七八
鋼船構造規則	六八九	船員法の規定による事務で市町村長に行わせるものを定める政令	九七九
溶接技術試験に関する件	八一〇	船員法施行規則第三條の三第一項第一号の航路	九八〇
船用品検査試験規則	八一五	三年以上甲板部勤務と同等の能力	九八〇
船燈試験規則	八二八	救命艇手規則	九八五
船口覆布試験規則	八二九	甲板員適任証書交付規則	九八七
錨試験規則	八三二	船員労働安全衛生規則	一〇〇八
鎖試験規則	八三六	運輸大臣の指定する衛生上有害な物を定める件	一〇〇八
漁船検査規則(抄)	八三八	船内の管系及び電路の系統の識別標準を定める件	一〇〇八
木船構造規則(抄)	八五九		
漁船法(抄)	八五九		
漁船法施行規則(抄)	八六〇		
三 船 員			
船員法	八六三	労働基準法(抄)	一〇〇八
船員法第一條第二項第三号の漁船の範囲を定める政令	八九四	労働組合法(抄)	一〇一八
船員法第一條第二項第二号の港の区域の特例に関する政令	八九八	労働関係調整法(抄)	一〇一九
		最低賃金法(抄)	一〇二〇
		船員の最低賃金に関する省令	一〇二七
		職業安定法(抄)	一〇二九

四 職員・審判

船舶職員法施行規則	一〇三
船舶職員法施行規則 マークシートによる申請書の記載方法に関する告示	一〇五六
示	一一二
小型船舶操縦士試験機関に関する省令	一二二
船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条の海 運局長の認定等に関する省令	一二九
海技従事者国家試験の実技試験に使用する船舶の 基準を定める告示	一三五
海技従事者国家試験のうち定期試験の期日及び場 所等を定める件	一四三
海技従事者国家試験のうち定期試験の期日及び場 所等を定める件	一四五
海技従事者国家試験のうち定期試験の期日及び場 所等を定める件の一部を改正する件	一四六
小型船舶操縦士試験機関として指定した件	一四六
小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を行う事 務所の管轄区域	一四六
小型船舶操縦士試験機関が特定事務を開始する日 並びに当該事務を行う事務所の名称及び所在地	一四七
海難審判法	一四九
海難審判法施行令	一五七
海難審判法施行規則	一六二
海上衝突予防法	一七三

五 海上交通

海上衝突予防法施行規則	一九二
海上交通安全法	二〇三
海上交通安全法施行令	二一六
海上交通安全法の施行期日を定める政令	二二三
海上交通安全法施行規則	二二四
港則法	二四九
港則法施行令	二五六
港則法施行規則	二六〇
港則法施行規則の危険物の種類を定める告示	三一〇
航路標識法(抄)	三一三
潮流信号所についての告示	三一五
国際信号書の使用に関する省令	三二〇
水難救護法	三二一
水難救護法施行細則(抄)	三二五
水先法	三二六
水先法施行令	三三四
航空法(抄)	三三四
港湾法(抄)	三四三
電波法(抄)	三四四
六 海 商	
商法第四編(海商)	三五三
商法施行法(抄)	三六八
商法第七百九条ニ規定スル属具目録ノ書式ノ件	三六九
商法施行法第二百二十二条ニ依ル湖川、港湾及沿岸 小航海ノ範圍	三九六
国際海上物品運送法	三七〇

一九七四年ヨーク・アントワープ規則	一三七五
船舶衝突ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約	一三八一
海難ニ於ケル救援救助ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約	一三八三
海上運送法	一三八七
外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する省令	一四〇二
油濁損害賠償保障法	一四〇五
油濁損害賠償保障法施行令	一四一六
油濁損害賠償保障法施行規則	一四一八
関税法	一四二七
関税法施行令（抄）	一四七八
検疫法	一四八五
検疫法施行令（抄）	一四九六
検疫法施行規則	一四九九
出入国管理令（抄）	一五〇七
七 海 洋	
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	一五一九
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令	一五四九
海洋汚染防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一五六〇
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則	一五六一
海上災害防止センターに関する省令	一六一七
海上災害防止センターの財務及び会計に関する省令	一六一七

附 録

令	一六二五
余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める件	一六二五
船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができものの水質の基準を定める省令	一六二九
船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができものの水質の基準を定める省令第二項の運輸大臣が定める方法を定める件	一六三一
海洋汚染防止法施行令別表第一第四号のふん尿処理装置の技術上の基準を定める件	一六三二
公海に関する条約	一六三三
領海及び接続水域に関する条約	一六三九
領海法	一六四四
船員の雇用の促進に関する特別措置法	一六四五
運輸省機構略図	（表見返）
海運局・支局一覧	（表見返）
船舶満載喫水線用帯域図	（裏見返）

法令索引

了行

船試験規程……………八二九

医師を乗り組ますべき船舶の就航航路等の指定に関する告示……………九七八

運輸大臣の指定する衛生上有害な物を定める件……………一〇〇八

力行

海技従事者国家試験のうち定期試験の期日及び場所等を定める件……………一一四五

——の一部を改正する件……………一一四六

海技従事者国家試験の実技試験に使用する船舶の基準を定める告示……………一一四三

外国等による本邦外船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する省令……………一四〇二

法令索引

海上運送法……………一三八七

海上交通安全法……………一二〇三

——法施行令……………一二一六

——法の施行期日を定める政令……………一二二三

——法施行規則……………一二二四

海上災害防止センターに関する省令……………一六一七

——の財務及び会計に関する省令……………一六二五

海上衝突予防法……………一一七三

——法施行規則……………一一九二

海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令……………一六二

海難審判法……………一一四九

——法施行令……………一一五七

——法施行規則……………一一六二

海難ニ於ケル救援救助ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約……………一三八三

海洋汚染及び海上災害の防止……………一三八三

に関する法律……………一五一九

——施行令……………一五四九

——施行規則……………一五六一

海洋汚染防止法施行令別表第一第四号のふん尿処理装置の技術上の基準を定める件……………一六三二

海洋汚染防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令……………一五六〇

簡易船舶積量測定規程……………三三三

関税法……………一四二七

——法施行令(抄)……………一四七八

危険物船舶運送及び貯蔵規則救命艇手規則……………四六五

漁船検査規則(抄)……………八三八

漁船特殊規則……………三八六

漁船特殊規則……………三九一

漁船法(抄)……………八五九

——法施行規則(抄)……………八六〇

鎖試験規程……………八三二

鎖試験規程……………八四五

——法施行令(抄)……………一四九六

——法施行規則……………	一四九九	定試験事務を行う事務所の管轄区域……………	一一四六	三年以上甲板部勤務と同等の能力……………	九八〇
原子力船特殊規則……………	三八二	小型船舶操縦士試験機関が特 定事務を開始する日並びに 当該事務を行う事務所の名 称及び所在地……………	一一四七	出入国管理令(抄)……………	一五〇七
公海に関する条約……………	一六三三	小型船舶操縦士試験機関とし て指定した件……………	一一四六	職業安定法(抄)……………	一〇二九
航空法(抄)……………	一三四二	小型船舶操縦士試験機関に関 する省令……………	一一二九	商法第四編(海商)……………	一三五三
鋼船構造規程……………	六八九	小型船舶の船籍及び積量の測 度に関する省令……………	四四	——法第七百九条ニ規定ス ル属具目録ノ書式ノ件……………	一三六九
港則法……………	一二四九	小型船舶の船籍及び積量の測 度に関する政令……………	四〇	——法第二百二十二条ニ依ル 湖川、港湾及沿岸小航海ノ 範囲……………	一三九六
——法施行令……………	一二五六	国際海上物品運送法……………	一三七〇	水難救護法……………	一三二一
——法施行規則……………	一二六〇	国際信号書の使用に関する省 令……………	一三二〇	——法施行細則(抄)……………	一三二五
港則法施行規則の危険物の種 類を定める告示……………	一三一〇	穀類その他の特殊貨物船舶運 送規則……………	五五五	船員の雇用の促進に関する特 別措置法……………	一六四五
甲板員適任証書交付規則……………	九八五	サ行		船員の最低賃金に関する省令……………	一〇二七
航路標識法(抄)……………	一三二三	最低賃金法(抄)……………	一〇二〇	船員法……………	八六三
港灣法(抄)……………	一三四三	索試験規程……………	八三六	——法第一条第二項第三号 の漁船の範囲を定める政令……………	
小型漁船安全規則……………	四五二				
小型船舶安全規則……………	四二〇				
小型船等に乗る組む海員の勞 働時間及び休日に関する省 令……………	九七一				
小型船舶検査機構に関する省 令……………	一四八				
小型船舶検査事務を行う事務 所ごとの管轄区域……………	一五三				
小型船舶操縦士試験機関が特 定試験事務を行う事務所の 管轄区域……………	一一四六				

船員法第一條第二項第二号の港の区域の特例に関する政令	八九八	の方法並びにその意味を定める告示	一三七	船舶積量測度規程	一一三五
法施行規則	九〇一	——法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令	八九	船舶積量測度法	二八
法施行規則第三條の三	九八〇	——一部の施行期日を定める政令	九〇	船舶設備規程	二五
第一項第一号の航路	八九〇	——法の一部を改正する法律附則第二條第一項に規定する経過措置を適用する期限を定める政令	九一	船舶等型式承認規程	一三九
法第八十條第二項の食料表を定める件	八九九	——法第三十二條の漁船の範圍を定める政令	九〇	船舶登記規則	二〇
法の規定による事務で市町村長に行わせるものを定める政令	九七九	船舶機関規則	五七七	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令	九七六
船員労働安全衛生規則	九八七	船舶救命設備規則	二五一	船舶による危険物の運送基準等を定める告示	五三七
船燈試験規程	八一五	船舶区画規程	三五〇	船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示	五四八
船内の管系及び電路の系統の識別標準を定める件	一〇〇八	船舶衝突ニ付テノ規定ノ統一ニ關スル条約	一三八一	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令	一六三一
船舶安全法	六七	船舶消防設備規則	二八九	——省令第二項の運輸大臣が定める方法を定める件	一六三一
法施行令	八八	船舶職員法	一〇三一	船舶復原性規則	一五五
法施行規則	九二	——法施行規則	一〇五六	船舶法	一
法施行規則第一條第五項ただし書の港の区域を定める件	一三六	船舶職員法の一部を改正する法律附則第三條の海運局長	一〇五六	法施行細則	六
法施行規則による信号	一三六				

——法取扱手続（抄）……………	四八	木船構造規則（抄）……………	八五九
船舶防火構造規程……………	三七〇	ヤ行	
船舶料理士に関する省令……………	九六六	油濁損害賠償保障法……………	一四〇五
船用品検査試験規則……………	八一—	——法施行令……………	一四一六
艙口覆布試験規程……………	八二八	——法施行規則……………	一四一八
夕行		ヨーク・アントワープ規則……………	一三七五
潮流信号所についての告示……………	一三一五	溶接技術試験に関する件……………	八一〇
電波法（抄）……………	一三四四	余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める件……………	一六二九
登録免許税法（抄）……………	六二	ラ行	
ハ行		領海及び接続水域に関する条約……………	一六三九
罰金等臨時措置法（抄）……………	六五	領海法……………	一六四四
パナマ運河及びスエズ運河トシ数証書交付規則……………	三五	労働関係調整法（抄）……………	一〇一九
不動産登記法（抄）……………	四八	労働基準法（抄）……………	一〇一一
マ行		労働組合法（抄）……………	一〇一八
マークシートによる申請書の記載方法に関する告示……………	一一二四		
満載喫水線規則……………	三一六		
水先法……………	一三二六		
——法施行令……………	一三三四		

船舶法

(明治三十二年三月八日)
法律第四六号、逕信大臣(署名)

改正
明治三十八年三月法律第六十八号
昭和二年四月法律第二百一十四号
昭和三年六月法律第二百一十七号
昭和四年四月法律第二百一十七号
昭和五年四月法律第二百一十七号
昭和六年四月法律第二百一十七号
昭和七年四月法律第二百一十七号
昭和八年四月法律第二百一十七号
昭和九年四月法律第二百一十七号
昭和十年四月法律第二百一十七号
昭和十一年四月法律第二百一十七号
昭和十二年四月法律第二百一十七号
昭和十三年四月法律第二百一十七号
昭和十四年四月法律第二百一十七号
昭和十五年四月法律第二百一十七号
昭和十六年四月法律第二百一十七号
昭和十七年四月法律第二百一十七号
昭和十八年四月法律第二百一十七号
昭和十九年四月法律第二百一十七号
昭和二十年四月法律第二百一十七号
昭和二十一年四月法律第二百一十七号
昭和二十二年四月法律第二百一十七号
昭和二十三年四月法律第二百一十七号
昭和二十四年四月法律第二百一十七号
昭和二十五年四月法律第二百一十七号
昭和二十六年四月法律第二百一十七号
昭和二十七年四月法律第二百一十七号
昭和二十八年四月法律第二百一十七号
昭和二十九年四月法律第二百一十七号
昭和三十年四月法律第二百一十七号
昭和三十一年四月法律第二百一十七号
昭和三十二年四月法律第二百一十七号
昭和三十三年四月法律第二百一十七号
昭和三十四年四月法律第二百一十七号
昭和三十五年四月法律第二百一十七号
昭和三十六年四月法律第二百一十七号
昭和三十七年四月法律第二百一十七号
昭和三十八年四月法律第二百一十七号
昭和三十九年四月法律第二百一十七号
昭和四十年四月法律第二百一十七号
昭和四十一年四月法律第二百一十七号
昭和四十二年四月法律第二百一十七号
昭和四十三年四月法律第二百一十七号
昭和四十四年四月法律第二百一十七号
昭和四十五年四月法律第二百一十七号
昭和四十六年四月法律第二百一十七号
昭和四十七年四月法律第二百一十七号
昭和四十八年四月法律第二百一十七号
昭和四十九年四月法律第二百一十七号
昭和五十年四月法律第二百一十七号
昭和五十一年四月法律第二百一十七号
昭和五十二年四月法律第二百一十七号
昭和五十三年四月法律第二百一十七号
昭和五十四年四月法律第二百一十七号
昭和五十五年四月法律第二百一十七号
昭和五十六年四月法律第二百一十七号
昭和五十七年四月法律第二百一十七号
昭和五十八年四月法律第二百一十七号
昭和五十九年四月法律第二百一十七号
昭和六十年四月法律第二百一十七号
昭和六十一年四月法律第二百一十七号
昭和六十二年四月法律第二百一十七号
昭和六十三年四月法律第二百一十七号
昭和六十四年四月法律第二百一十七号
昭和六十五年四月法律第二百一十七号
昭和六十六年四月法律第二百一十七号
昭和六十七年四月法律第二百一十七号
昭和六十八年四月法律第二百一十七号
昭和六十九年四月法律第二百一十七号
昭和七十年四月法律第二百一十七号
昭和七十一年四月法律第二百一十七号
昭和七十二年四月法律第二百一十七号
昭和七十三年四月法律第二百一十七号
昭和七十四年四月法律第二百一十七号
昭和七十五年四月法律第二百一十七号
昭和七十六年四月法律第二百一十七号
昭和七十七年四月法律第二百一十七号
昭和七十八年四月法律第二百一十七号
昭和七十九年四月法律第二百一十七号
昭和八十年四月法律第二百一十七号
昭和八十一年四月法律第二百一十七号
昭和八十二年四月法律第二百一十七号
昭和八十三年四月法律第二百一十七号
昭和八十四年四月法律第二百一十七号
昭和八十五年四月法律第二百一十七号
昭和八十六年四月法律第二百一十七号
昭和八十七年四月法律第二百一十七号
昭和八十八年四月法律第二百一十七号
昭和八十九年四月法律第二百一十七号
昭和九十年四月法律第二百一十七号
昭和九十一年四月法律第二百一十七号
昭和九十二年四月法律第二百一十七号
昭和九十三年四月法律第二百一十七号
昭和九十四年四月法律第二百一十七号
昭和九十五年四月法律第二百一十七号
昭和九十六年四月法律第二百一十七号
昭和九十七年四月法律第二百一十七号
昭和九十八年四月法律第二百一十七号
昭和九十九年四月法律第二百一十七号
昭和第一百年四月法律第二百一十七号

第一条 (日本船舶) 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶

二 日本臣民ノ所有ニ属スル船舶

三 日本ニ本店ヲ有スル商社会社ニシテ合名会社ニ在リテハ社員ノ全員、合資会社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式会社及ヒ有限会社ニ在リテハ取締役ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

四 日本ニ主タル事務所ヲ有スル法人ニシテ其代表者ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

〔参〕 船舶ニ則二。日本臣民ノ国籍法。商社会社ニ商法五二、

五三、有限会社法。法人ニ民法三四、三五。

第二条 (日本国旗ノ掲揚) 日本船舶ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲クルコトヲ得ス

〔参〕 国旗ノ掲揚及びその寸法ニ太政官布告商船規則三六。罰則ニ二。

第三条 (不開港場の寄港及び沿岸貿易) 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スコ

トヲ得ス但法律若クハ条約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ主務大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

〔参〕 開港ニ関税法二、九六。法律ニ関税法二〇①但書。罰則

二二三。

第四条 (船舶港ノ設定及び船舶ノ積量ノ測定) 日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船舶港ヲ定メ其船舶港ヲ管轄スル管海官庁ニ船舶ノ積量ノ測定ヲ申請スルコトヲ要ス

② 船舶港ヲ管轄スル管海官庁ハ他ノ管海官庁ニ船舶ノ積量ノ測定ヲ囑託スルコトヲ得

③ 外国ニ於テ取得シタル船舶ヲ外国各港ノ間ニ於テ航行セシムルトキハ船舶所有者ハ日本ノ領事又ハ貿易事務官ニ其船舶ノ積量ノ測定ヲ申請スルコトヲ得

〔参〕 船舶港ノ設定ニ則三。積量ノ測定ニ則八乃至一〇、一二乃至一四、一六。測定ノ囑託ニ則一四。

第五条 (船舶ノ登録及び船舶国籍証書) 日本船舶ノ所有者ハ登記ヲ為シタル後船舶港ヲ管轄スル管海官庁ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ為スコトヲ要ス

② 前項ニ定メタル登録ヲ為シタルトキハ管海官庁ハ船舶国籍証書ヲ交付スルコトヲ要ス

〔参〕 登記ニ三四、船舶登記規則、不動産登記法。登録ニ則一

七、一七ノ二。船舶国籍証書ニ商法六八六、六八七、則三〇。

第五条ノ二 (船舶国籍証書ノ検認) 日本船舶ノ所有者ハ主務大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ其船舶ノ船舶港ヲ管轄スル管海官庁(其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルト

キハ最寄ノ管海官庁ニ提出シ其檢認ヲ受クルコトヲ要ス

② 前項ノ期日ハ船舶国籍證書ノ交付ヲ受ケタル日又ハ船舶国籍證書ニ付前項ノ檢認ヲ受ケタル日より總噸數百噸以上ノ鋼製船舶ニ在リテハ四年ヲ總噸數百噸未満ノ鋼製船舶ニ在リテハ二年ヲ木製船舶ニ在リテハ一年ヲ經過シタル後タルコトヲ要ス

③ 船舶ガ外國ニ在ル場合其他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍證書ヲ提出スルコトヲ得ザル場合ニ於テ其期日マデニ其船舶ノ所有者ヨリ理由ヲ具シテ申請アリタルトキハ船舶籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ提出期日ノ延期ヲ認ムルコトヲ得延期セラレタル期日マデニ提出スルコトヲ得ザル場合亦同シ

④ 日本船舶ノ所有者ガ第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ定ムル期日又ハ前項ノ規定ニ依リ延期セラレタル期日マデニ船舶国籍證書ヲ提出セザルトキハ船舶国籍證書ハ其効力ヲ失フ此場合ニ於テ船舶籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ船舶原簿ニ付職權ヲ以テ抹消ノ登錄ヲ為スコトヲ要ス

〔參〕 則三〇ノ二乃至三〇ノ六。

第六條〔航行の制限〕日本船舶ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外船舶国籍證書又ハ仮船舶国籍證書ヲ請受ケタル後ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲ケ又ハ之ヲ航行セシムルコトヲ得ス

〔參〕 法令〇則四、五。船舶国籍證書の船内備置ニ船員法一八。

罰則〇二三。

第六條ノ二〔同前〕第五條第一項ノ規定ニ依リ登錄ヲ為シタル船舶ニ付所有者ノ変更アリタルトキハ新所有者ハ船舶国籍證書ノ書換

ノ申請ヲ為シタル後ニ非サレハ其船舶ヲ航行セシムルコトヲ得ス但其事実ヲ知ルニ至ルマデノ間及其事実ヲ知リタル日より二週間内ハ此限ニ在ラス

第七條〔国旗の掲揚及び船舶の標示〕日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ從ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、船舶港、番号、積量、吃水ノ尺度其他ノ事項ヲ標示スルコトヲ要ス

〔參〕 法令〇則四三、四四、四六、四七。

第八條〔船名の変更〕日本船舶ノ名称ハ船舶籍港ヲ管轄スル管海官庁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ変更スルコトヲ得ス

〔參〕 管海官庁の許可〇則一八、一九。

第九條〔船舶の積量の改測〕船舶所有者ガ其船舶ヲ修繕シタル場合ニ於テ其積量ニ変更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遅滞ナク船舶籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ其船舶ノ積量ノ改測ヲ申請スルコトヲ要ス

② 第四條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

〔參〕 改測〇則八ノ二、九、一〇、一二、一二ノ二、一三。噸託〇則一四。

第十條〔変更登録〕登録シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日より二週間内ニ変更ノ登録ヲ為スコトヲ要ス

〔參〕 登録シたる事項〇則一七ノ二。

第十一條〔船舶国籍證書の書換〕船舶国籍證書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日より二週間内ニ其書換ヲ申請スルコトヲ要ス船舶国籍證書ガ毀損シタルト

キ亦同シ

〔參〕 記載したる事項ハ則三〇、第三号書式、則一七ノ二。

第十二条〔船舶国籍証書の再交付〕 船舶国籍証書ヲ滅失シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ二週間内ニ更ニ之ヲ請受クルコトヲ要ス

〔參〕 則三三、三四。

第十三条〔仮船舶国籍証書〕 日本船舶カ外国ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船舶国籍証書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船長ハ其地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得

② 日本船舶カ外国ニ航行スル途中ニ於テ前項ノ事由カ生シタルトキハ船長ハ最初ニ到着シタル地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得

③ 前二項ノ規定ニ從ヒテ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコト能ハサルトキハ其後最初ニ到着シタル地ニ於テ之ヲ請受クルコトヲ得

〔參〕 則三六。船長ハ船員法七。

第十四条〔抹消登録〕 日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、解撤セラレタルトキ又ハ日本ノ国籍ヲ喪失シ若クハ第二十条ニ掲グル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ二週間内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且遲滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ存否カ六ヶ月間分明ナラサルトキ亦同シ

② 前項ノ場合ニ於テ船舶所有者カ抹消ノ登録ヲ為ササルトキハ管海官庁ハ一ヶ月内ニ之ヲ為スヘキコトヲ催告シ正當ノ理由ナクシテ尚其手續ヲ為ササルトキハ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為スコトヲ

得

〔參〕 則二七、船舶登記規則三〇。

第十五条〔仮船舶国籍証書〕 日本ニ於テ船舶ヲ取得シタル者カ其取得地ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域内ニ船舶港ヲ定メサルトキハ其管海官庁ノ所在地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得

〔參〕 則三七、三七ノ二。管海官庁ノ管轄区域ハ運輸省設置法

四一、海運局支局等組織規程別表第二。

第十六条〔同前〕 外國ニ於テ船舶ヲ取得シタル者ハ其取得地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得

② 第十三条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七条〔仮船舶国籍証書の有効期間〕 外國ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

② 日本ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ六ヶ月ヲ超ユルコトヲ得ス

③ 前二項ノ期間ヲ超ユルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ船長ハ更ニ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得

〔參〕 則三八。

第十八条〔仮船舶国籍証書の失効〕 船舶カ船舶港ニ到着シタルトキハ仮船舶国籍証書ハ有効期間満了前ト雖モ其効力ヲ失フ

〔參〕 則四〇。

第十九条〔準用規定〕 第十一条乃至第十四条ノ規定ハ仮船舶国籍証書ニ之ヲ準用ス

第二十条〔登録制度の適用除外〕 第四条乃至前条ノ規定ハ總噸數二十噸未満ノ船舶及ヒ端舟其他櫓權ノミヲ以テ運転シ又ハ主トシテ